

I 障害福祉計画（第4期）の策定にあたって

1 趣旨及び基本理念

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）の施行により、これまで身体・知的・精神障害といった障害区分ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスは、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害区分を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

本県では、これまでに第1期から第3期の障害福祉計画（平成18年度から平成26年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、取り組んできました。

その間、本県では、沖縄21世紀ビジョン（平成22年策定）で示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援、アクセシビリティの向上及び障害を理由とする差別の解消などの視点に立って、「第4次沖縄県障害者基本計画」を平成26年3月に策定しました。

当該基本計画において、沖縄県障害福祉計画（第4期）（以下、「本計画」という。）は、同基本計画の障害福祉サービス等に係る項目について、より具体的内容や成果目標等を設定し、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための実施計画として位置付けています。

今回、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「国の基本指針」^[*]という。）を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで示した将来像の実現を基本理念として掲げ、本計画を策定します。

[*] 国の基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）〔最終改正 平成26年5月15日〕

2 性格と位置づけ

- (1) 本計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、市町村の障害福祉計画の達成に資するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して広域的な見地から策定しています。
- (2) 本計画は、第4次沖縄県障害者基本計画の障害福祉サービス等の提供体制の

確保等に関連する部分と整合をとるものです。そのため、同基本計画の基本的な考え方や施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定しています。

- (3) また、本計画は、本県の総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画（平成24年5月）」や障害福祉に関係する他の県計画と整合を図りつつ、策定しています。

3 基本的な考え方

国の基本指針を踏まえ、次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保します。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の整備

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所及び療養介護）の充実を図り、障害者等の地域における生活の維持及び継続について、地域で質の高いサービスが提供されるようサービス提供体制の整備を推進します。

(2) グループホームの充実及び地域生活支援拠点の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援の推進により、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を推進します。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、各障害保健福祉圏域の障害者自立支援連絡会議を活用し、地域の実情に応じた拠点整備を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の促進

就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センターの就業支援策の充実、活用を図ることにより、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、国及び県の労働関係部局などの関係機関との連携のもと、雇用の場の拡大を図ります。

(4) 相談支援体制の充実

福祉に関する各般の問題について、障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を推進します。

(5) 障害児支援の強化

障害児が必要とするサービスや相談支援の充実を図り、円滑な障害福祉サービス提供が行われるよう、サービス提供体制や相談支援体制の確保を推進します。

4 策定体制、計画期間及び進捗管理

(1) 策定体制

本計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協議会」（委員は、障害者や障害福祉事業従事者、学識経験者等 15 名）及び「沖縄県障害者自立支援協議会」における意見やパブリックコメント等を踏まえ、沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 3 年間とします。

(3) 進捗管理

ア 毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価をします。

イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

5 圏域の設定

県で設定した障害保健福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山の 5 つの圏域）別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取り組みによって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	市 町 村 名
北部障害保健福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害保健福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害保健福祉圏域 (5 市 5 町 6 村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害保健福祉圏域 (1 市 1 村)	宮古島市、多良間村
八重山障害保健福祉圏域 (1 市 2 町)	石垣市、竹富町、与那国町